Press Release

報道関係者 各位

令和4年8月8日

新潟労働局職業安定部職業安定課

 課長
 小池
 誠

 課長補佐
 柳 吉 栄

(電話)025-288-3507

(夜間直通) 025-288-3540

令和4年8月3日からの大雨による災害救助法 の適用に伴う相談窓口の設置等について

新潟労働局(局長 吉野 彰一)は、令和4年8月3日からの大雨による災害に関し、令和4年8月3日付けで新潟県村上市、胎内市、岩船郡関川村に災害救助法が適用されたことに伴い、被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、下記のとおり相談窓口の設置等を行いますので、お知らせします。

記

1 相談窓口の設置について

- (1) ハローワーク村上、ハローワーク新発田において、次のような相談を受け付けています。
 - ① 被災した事業場における労働者の雇用維持等に関すること。
 - ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険求職者給付及び就職促進給付の支給に関すること。
 - ③ 災害の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること。

くお問い合せ先>

〇ハローワーク村上: 0254-53-4141 〇ハローワーク新発田: 0254-27-6677

(2) 新発田労働基準監督署において、次のような相談を受け付けています。

大雨の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。

くお問い合せ先>

○新発田労働基準監督署:0254-27-6680

(3) その他

上記(1)及び(2)の相談窓口は、 $\frac{今和4年8月8日(月)$ から設置します。 また、相談時間は平日の8時30分~17時15分となります。

2 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

- (1) 雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて
- (2) 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について
- ※ 詳細は別紙をご覧ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

令和4年8月3日からの大雨による災害に関し、令和4年8月3日付けで新潟県村上市、胎内市、岩船郡関川村に災害救助法が適用されたことに伴い、新潟労働局では、雇用保険求職者給付の支給に関して、以下の特例措置を設けました。

雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて

雇用保険の求職者給付を受給している方が、大雨による災害の影響により、指定された失業の 認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることによ り、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険求職者給付の基本手当等を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険求職者給付の支給を受けることができます。

<要件>

災害救助法の適用を受ける「新潟県村上市」、「胎内市」、「岩船郡関川村」に所在する事業所に 雇用される方(※①)で、事業所が被災し、やむを得ず休業(※②)することとなったため、一時的に 離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

- ※①雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- ※②災害により直接被害を受け、休廃止した場合が対象となります。

3 制度利用にあたっての留意事項

この特例措置を利用して、求職者給付または就職促進給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

くお問い合せ先>

この制度の内容や手続きなど詳しいことは、ハローワーク村上・ハローワーク新発田または新潟労働局職業安定課にお問い合せください。

【ハローワーク村上】: 0254-53-4141 【ハローワーク新発田】:0254-27-6677

【新潟労働局職業安定課】:025-288-3507